附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の法務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
本省	平成二十九年九月三十日までの間	五一、五〇六人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八二〇人は、検察庁の職員の定員とする。
	平成二十九年十月一日から同年十二月三十一日までの間	五一、五〇八人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八二〇人は、検察庁の職員の定員とする。

○法務省令第十八号

供託規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

法務大臣　金田　勝年

供託規則の一部を改正する省令

供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二十条の四　供託官は、金銭の供託をしようとする者が国である場合には、当該者の申出により、第十八条の規定による供託物の納入又は第二十条第一項の規定による供託金の提出に代えて、国庫内の移換の手続による供託金の払込みを受けることができる。	［条を加える］
2　供託官は、前項の申出があつた場合において、同項の供託を受理すべきものと認めるときは、供託書正本に供託を受理する旨及び供託番号を記載して記名押印し、かつ、供託者に対し、供託を受理した旨、供託番号、一定の払込期日までに同項の手続により供託金を払い込むべき旨及びその期日までに供託金を払い込まないときは受理の決定は効力を失う旨を告知しなければならない。	
3　供託者が前項の払込期日までに第一項の手続により供託金を払い込まないときは、受理の決定は効力を失う。	
4　供託者が第二項の払込期日までに第一項の手続により供託金を払い込んだときは、供託官は、供託書正本に供託金を受領した旨を記載して記名押印し、これを供託者に交付しなければならない。この場合には、第二十条第二項後段の規定を準用する。	
（書面等の送付の請求）	（書面等の送付の請求）
第五十条　次の各号に掲げる者は、送付に要する費用を納付して、それぞれ当該各号に定めるものの送付を請求することができる。	**第五十条**　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　第十九条第三項、第二十条第二項前段、第二十条の二第四項前段、第二十条の三第四項前段、第二十条の四第四項前段又は第二十一条の五第三項（第二十一条の六第一項において準用する場合を含む。）の規定により供託書正本の交付を受ける者　当該供託書正本	三　第十九条第三項、第二十条第二項前段、第二十条の二第四項前段、第二十条の三第四項前段又は第二十一条の五第三項（第二十一条の六第一項において準用する場合を含む。）の規定により供託書正本の交付を受ける者　当該供託書正本
［四～七　略］	［四～七　同上］
2　［略］	2　［同上］
備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の当該標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○外務省令第五号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。